

市町村地図



問い合わせ先一覧

公益財団法人しまね農業振興公社

〒690-0876 松江市黒田町 432-1
島根県土地改良会館 3 階
TEL0852-20-2872
FAX0852-31-9864

就農相談員

総合窓口、県東部・隠岐地区担当
(公益財団法人しまね農業振興公社内)
TEL0852-20-2872

県央、江津地区担当
(島根県西部農林水産振興センター県央事務所大田農業部内)
TEL090-4654-7690

浜田、県西部地区担当
(島根県西部農林水産振興センター農業振興部内)
TEL090-4653-8244

公益財団法人ふるさと島根定住財団

〒690-0003 松江市朝日町 478-18
松江テルサ 3 階
TEL0852-28-0690
FAX0852-28-0692

県の相談窓口

島根県農林水産部農業経営課
〒690-8501 松江市殿町 1
TEL0852-22-5395

農業研修ができる機関

島根県立農林大学校
〒699-2211 大田市波根町 970-1
TEL0854-85-7011

市町村の就農相談窓口

市町村名	課名	係名	TEL	市町村名	課名	係名	TEL
松江市	農政課	農業振興係	0852-55-5224	飯南町	産業振興課	産業振興担当	0854-76-2214
浜田市	農林振興課	農林業支援センター	0855-22-3500	川本町	産業振興課	農林振興係	0855-72-0636
出雲市	農業振興課	農業支援センター	0853-21-6774	美郷町	産業振興課	農業振興係	0855-75-1214
	斐川農業事務所	農業振興係	0853-73-9220	邑南町	産業支援課	担い手支援係	0855-95-1116
益田市	農林水産課	農業担い手支援センター	0856-31-0312	津和野町	農林課	担い手支援センター	0856-72-0653
大田市	農林水産課		0854-83-8083	吉賀町	産業課	農業グループ	0856-79-2213
安来市	農林振興課	農業振興係	0854-23-3333	海士町	地産地商課	地産地商係	08514-2-1824
江津市	農林水産課	農政係	0855-52-7956	西ノ島町	産業振興課	農林係	08514-6-1220
雲南市	農業畜産課	担い手支援グループ	0854-40-1051	知夫村	地域振興課		08514-8-2211
奥出雲町	農業振興課	農政係	0854-52-2679	隠岐の島町	農林水産課	農林振興係	08512-2-8563

2024 年度版

あなたも島根で 農業しませんか

豊かな自然の中で、人と農業が仲良く暮らす。島根はそんなところです。



農業についてこんな
疑問ありませんか？

農地はどうやって探すの？

設備投資にお金がかかりそう

農業技術はどうやって習得するの？

どんな作物をつくれればいいの？

住むところは怎么样って探すの？

島根で農業を始めるメリットはあるの？

あなたの疑問の
答えはここに



農業を始めたいあなたのために、**島根県**では相談から就農まで関係機関が一緒になって**支援**します。

相談

就農相談はしまね農業振興公社
就農相談総合窓口へ

情報収集

しまね就農支援サイト

ご自宅でも島根県の就農について
知ることができます。

- 「農業をはじめするには」
- 「よくある質問と答え」
- 「web 就農相談」
- 「しまねの就農パッケージ」



各地域で求める担い手像や農地等の情報、
住居等の生活情報を包括して就農
希望者へ提案します。

就農相談

就農を始めるに当たっての疑問や
各種支援制度、農地に関すること
など就農についての総合的な相談
に応じます。

- 島根の農業の紹介
- 農業体験先の紹介
- 農業法人等の求人情報の提供
- 希望する農業に取り組める
市町村の紹介

問い合わせ先
公益財団法人しまね農業振興公社

現地見学

地域の現状を体験し、
就農の可能性を肌で感じる

産地見学・ 短期農業体験

ご縁の国しまね 就農相談ツアー

就農者を募集する県内産地で、実際
に農業体験や農家交流ができるツ
アーが開催されます。

- 日程 施設野菜・果樹：9月
- 助成 宿泊費、交通費、旅行保険

ツアーの内容

- 先輩農家体験談
- 農業体験
- 就農・移住情報
- 農業者との交流
- ほ場見学

しまね農業体験プログラム

希望に添った地域・作物で、
オーダーメイド形式で農業体験
と現地見学を行います。

- 日程 原則 1泊2日～2泊3日
- 助成 宿泊費・旅行保険の助成があります。

オンライン産地ツアー

産地の概要や就農支援策等をオン
ラインで気軽に情報収集ができる
ツアー。不定期に開催されます。

問い合わせ先
公益財団法人しまね農業振興公社

農業体験

しまねの暮らし・農業を体感し、
就農への道を決定する

長期農業体験

Uターン しまね産業体験事業

県外在住者が県内の受け入れ先
で一定期間農林漁業等の産業体
験（おためし移住）を行う場合
に滞在に要する経費の一部を助
成します。
また、体験される方のうち**中学
生以下の子供を同伴される方**に
は親子連れ助成を行います。

対象者 県外在住のUターン希望者

助成期間 3ヶ月以上1年以内

体験者助成額 12万円/月
ただし以下の場合には6万円/月
※島根県内に居住する父母
または祖父母と同居の場合
※二親等以内の親族が受入先
になり体験する場合

親子連れ助成額 3万円/月
(中学生以下/1世帯につき)
※体験者助成に上乗せ

※その他、認定には一定の条件があります。

しまね移住情報ポータルサイト
「くらしまねっと」産業体験ページ
<https://www.kurashimane.jp>

問い合わせ先
公益財団法人ふるさと島根定住財団

技術習得

農業技術を本格的に研修する

農業技術研修

研修機関で学ぶ

<島根県立農林大学校(農業科)>

- ①有機農業、野菜、果樹、肉用牛専攻
基礎から応用まで2年間で学べる
コースです。
- ②短期養成コース
農業経験や社会人の経験があり、速
やかに就農を希望する方を対象に農
業経営に必要な技術知識を1年間で
集中的に学べます。
(入学は4月と10月)

就農準備資金

- 県立農林大学校等で研修を
受ける者へ交付
- 就農予定時 49歳以下
- 12.5万円/月、最長2年間
- 原則、前年の世帯所得が600万円以下

農業人材投資資金(準備型)

- 県立農林大学校等で研修を
受ける者へ交付
- 就農予定時原則 50歳以上65歳未満
- Uターン者
12万円/月、最長1年間
- 県内在住者
6万円/月、最長1年間
- 原則、前年の世帯所得が600万円以下

農業法人等で 働きながら学ぶ

<担い手育成協定制度>

独立に向けた研修を行う農業法人等と
県市町村等が、担い手育成のための協
定を締結し、独立・自営就農を希望す
る研修生を受け入れ、就農をサポート
します。

就農準備

就農のための準備をする

就農計画の策定

自分がやりたい農業の品目や規模、所得目標など
具体的な計画をたてます。

農地の確保

市町村など関係機関や地域・農家等の協力により、
借りる農地を確保します。

施設、機械の確保

ビニールハウスや機械(トラクターなど)、
作業舎等を確保します。

住宅の確保

関係機関が提供する公営住宅や空き家バンク
などの情報も参考にします。

労働力の確保

経営が軌道に乗り始めた際の雇用労力について、
あらかじめ情報収集につとめておきます。

就農

就農後の経営発展へ

自営就農

(自ら独立して農業を営む)

雇用就農

(農業法人等に就職して
農業に携わる)

半農半X就農

(農業とそれ以外の仕事に
携わり、双方で所得を確保する)

専業農家

を目指す方への支援

経営開始資金

- 認定新規就農者の就農直後の経営確立を支援
- 就農時 49歳以下、12.5万円/月、最長3年間
- 原則、前年の世帯所得が600万円以下

農業人材投資事業(経営開始型)

- 認定新規就農者の就農直後の経営確立を支援
- 就農時 50歳以上65歳未満、72万円/年
最長2年間
- 原則、前年の世帯所得が600万円以下

経営発展支援事業

- 認定新規就農者の就農後の経営発展のための機
械・施設等の導入を支援
- 就農時 49歳以下、補助率 3/4
上限事業費 500万円又は 1000万円

自営就農開始支援事業

- 認定新規就農者等の施設・機械整備等への支援
- 補助率 1/3、上限事業費 3000万円

ハウス等整備事業

- 認定新規就農者等のハウス、牛舎等整備への支援
- 補助率 2/3

青年等就農資金

- 認定新規就農者の生産施設の整備、果樹の植栽、
家畜の導入、運転資金等に必要な資金を融資
- 無利子、償還期限 17年、実質無担保・無保証人

兼業農家

を目指す方への支援

半農半X支援事業 (就農前研修経費助成)

- 半農半X就農を目指すUター
ン者による、県が認めた受入
農家や研修機関で行う農業研
修を支援
- 農業経営開始時 67歳未満
12万円/月、最長1年間

半農半X支援事業 (定住定着助成)

- 定住開始後の営農に必要な経
費等に対して支援
- 農業経営開始時 67歳未満
12万円/月、最長1年間
夫婦の場合は18万円/月

半農半X開始支援事業 (ハード事業への助成)

- 営農を開始するために必要な
施設整備を支援
- 農業経営開始時 67歳未満
- 補助率 1/3
上限事業費 300万円

※上記事業を活用するためには、「青年等就農計画」(認定新規就農者)または
「半農半X実践計画」(半農半X実践者)を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。

